

気象警報発令・解除に伴う

措置について

気象警報が発令された場合の措置について本校では下記の通りにしています。

- (1) 県下全域に警報が発令されたとき
 - (2) 大和高田市または自宅のある市町村に警報が発令されたとき
 - (イ) 生徒が自宅を出る時点でレベル3警報(大雨・氾濫・土砂災害・暴風・大雪等)が発令されていれば、自宅待機する。
 - (ロ) 登校途中で警報発令の報道を確認した場合は直ちに帰宅し、自宅で待機する。
 - (ハ) 午前9時までに解除されれば、午前11時までに登校すること。
 - (二) 午前11時までに解除されれば、午後1時までに登校すること。午前11時までに解除されなければ休業とする。
 - (ホ) ただし、大和高田市の警報が解除されても、自宅のある市町村に警報が出ていれば自宅待機する。
- (3) 定期考査時は奈良県北部(北西部・北東部・五条・北部吉野)・南東部のいずれかの市町村に警報が発令されたとき
 - (イ) 午前6時30分に警報が発令されていれば、自宅で待機する。
 - (ロ) 午前11時までに解除されれば、午後1時から考査を実施する。
 - (ハ) 午前11時までに解除されないときには、当日予定されていた科目は翌日に実施し、その後の日程を順延する。
 - (4) 情報は、地デジのデータ放送、またはインターネット上での気象庁の発表等により確認すること。高田商業高校ホームページでも確認できる。
奈良県地方気象台が発表する気象警報等の地域区分は下記の通りです。

北部:

北西部・・・奈良市，大和高田市，大和郡山市，天理市，橿原市，桜井市，御所市，生駒市，香芝市，葛城市，生駒郡(平群町，三郷町，斑鳩町，安堵町)，磯城郡(川西町，三宅町，田原本町)，高市郡(高取町，明日香村)，北葛城郡(上牧町，王寺町，広陵町，河合町)
北東部・・・宇陀市，山辺郡(山添村)
五条・北部吉野・・・五條市(大塔町を除く)，吉野郡(吉野町，大淀町，下市町)

南部:

南東部・・・宇陀郡(曾爾村，御杖村)，吉野郡(黒滝村，天川村，下北山村，上北山村，川上村，東吉野村)
南西部・・・五條市(大塔町に限る)，吉野郡(野迫川村，十津川村)

注意報・警報細分区域図

